

議案第13号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年3月三宅町条例第9号）の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 3月10日提出
三宅町長 森 田 浩 司

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年3月三宅町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「ゴミ処理手当」の項の次に次のように加える。

ゴミ処理作業休日勤務手当	1日	5,700	三宅町の休日を定める条例（平成元年9月三宅町条例第15号）第1条第1項第2号の規定による休日においてゴミ処理作業に従事した職員
--------------	----	-------	---

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
種類	基準	額	支給を受ける者の範囲	種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
滞納町税等徴収手当	1日	500	滞納町税、滞納国民健康保険税の徴収事務に庁舎外において従事した職員	滞納町税等徴収手当	1日	500	滞納町税、滞納国民健康保険税の徴収事務に庁舎外において従事した職員
伝染病防疫作業手当	1日	1,500	伝染病患者若しくは、伝染病の疑いのある患者の救護又は伝染病菌の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理作業に従事した職員	伝染病防疫作業手当	1日	1,500	伝染病患者若しくは、伝染病の疑いのある患者の救護又は伝染病菌の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理作業に従事した職員
保育業務手当	1日	400	幼稚園において、保育業務に従事する職員	保育業務手当	1日	400	幼稚園において、保育業務に従事する職員
ゴミ処理作業手当	1日	1,300	ゴミ処理作業に従事した職員	ゴミ処理作業手当	1日	1,300	ゴミ処理作業に従事した職員
<u>ゴミ処理作業休日勤務手当</u>	<u>1日</u>	<u>5,700</u>	<u>三宅町の休日を定める条例（平成元年9月三宅町条例第15号）第1条第1項第2号の規定による休日において</u> <u>ゴミ処理作業に従事した職員</u>				
小動物死体処理手当	1日	400	小動物の死体処理に従事した職員	小動物死体処理手当	1日	400	小動物の死体処理に従事した職員
有害動物駆除手当	1日	300	有害な動物の駆除等に従事した職員	有害動物駆除手当	1日	300	有害な動物の駆除等に従事した職員
用地交渉手当	1日	800	庁舎外において用地の取得のための交渉その他これに類する業務に従事した職員	用地交渉手当	1日	800	庁舎外において用地の取得のための交渉その他これに類する業務に従事した職員
行旅死亡人取扱手当	1回	7,000	行旅死亡人の取扱に従事した職員	行旅死亡人取扱手当	1回	7,000	行旅死亡人の取扱に従事した職員
行旅病人取扱手当	1回	2,000	行旅病人の取扱に従事した職員	行旅病人取扱手当	1回	2,000	行旅病人の取扱に従事した職員
特殊車両(クレーン)操作手当	1日	300	特殊車両(クレーン車)の運転に従事した職員	特殊車両(クレーン)操作手当	1日	300	特殊車両(クレーン車)の運転に従事した職員